

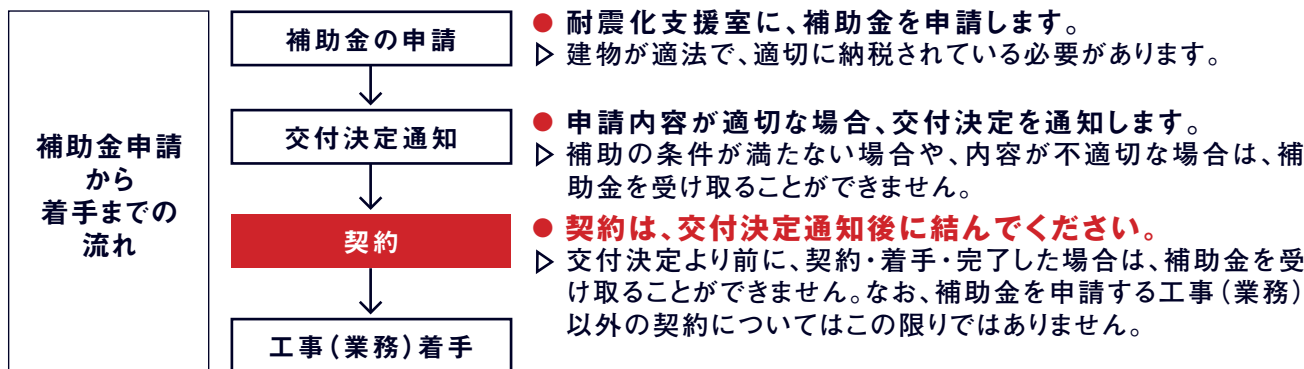
耐震の 補助金申請や契約 に関する注意事項

以下の点にご注意ください

- 1 契約や着手の前に、補助金を申請し、交付決定通知を受けてください
- 2 建築士や施工業者等に依頼する時の注意
- 3 このような業者にはご注意ください

1 契約や着手の前に、補助金を申請し、交付決定通知を受けてください

補助金を申請し、交付決定通知を受け取る前に「契約を結ぶ」「着手金を支払う」「業務や工事に着手する」「業務や工事が完了している」場合は、**補助金を受け取ることができません**。なお、補助金を申請する工事（業務）以外の契約や着手についてはこの限りではありません。



お問い合わせ先・申請先

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



2 建築士や施工業者等に依頼する時の注意

建築士や施工業者等に依頼する場合は、**相談料や見積費用は有料か**、どの段階で料金が発生するか等を、**事前に確認してください。**

- 打ち合わせの中で依頼してもよいと思われれば、正式にご依頼ください。あいまいな返事をして、建築士等が業務を開始すれば、料金を請求される場合があります。書面による契約等を事前に結んだほうが安心です。
- 契約等をする前に、複数から見積もりを取ることも一つの方法です。

- 建築士、施工業者等との間で、万一契約上のトラブルが生じて、名古屋市は責任を負いません。
- 住宅に関するトラブルや不安などについての相談は「公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター」にご相談ください。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

電話相談窓口 | 0570-016-100
(PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147)

ウェブサイト | <http://www.chord.or.jp>

3 このような業者にはご注意ください

- いきなり訪問し、その場で耐震診断や耐震工事の契約を迫る。または翌日などにすぐ工事を始めてしまう。

- 「今すぐに契約しないと市の補助金がなくなってしまう」と言って、契約を迫る。

▷ 交付決定より前に、契約・着手・完了した場合は、補助金を受け取ることができません。※



- 補助金の条件の説明がなく「市から補助金が出る」と言って、すぐに業務や工事に取り掛かろうとする。

▷ 補助を利用するには、様々な条件があり、補助の条件が満たない場合や、内容が不適切な場合は、補助金を受け取ることができません。

- 「仮契約が必要」「仮契約なら大丈夫」と言って、補助金の交付決定通知を受け取る前に、着手金や前払金などを請求する。

▷ 仮契約という呼び方でも「契約」です。交付決定より前に、補助対象の業務や工事の代金を一部でも支払った場合は、補助金を受け取ることができません。※

- クーリングオフ制度を利用しようとしても、いろいろな理由をつけて応じない。

※なお、補助金を申請する工事（業務）以外の契約についてはこの限りではありません。

- 不審に思った場合は、すぐに名古屋市耐震化支援室 (tel.052-972-2921、2787) にお問い合わせください。
- クーリングオフ制度などについては、名古屋市消費生活センター (tel.052-222-9671) にご相談ください。